

箱根町景観条例・景観計画の 概要と手続きについて（お知らせ）

箱根町の豊かで美しい自然景観、歴史性及び地域性豊かな魅力ある景観をいつまでも守り、育て、未来に継承するため、平成 21 年 6 月 1 日から景観法に基づく箱根町景観条例と景観計画を施行しました。

これにより、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設などを行うときは、あらかじめ町への届出が必要となります。

景観条例と景観計画に基づく、町の良好な景観形成の目的や規制・誘導の基準、その他手続きに関する概要は、次のとおりです。

良好な景観形成の目標

町民が箱根町に愛着と誇りを持って
住み続けられる環境を創出します。

観光客がまた訪れたいと思える
ような環境を創出します。

良好な景観の形成に 関する基本理念

山なみ、湖、河川等がつくる、優れた自然景観を大切にし、未来に残します。

歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の街なみを大切にし、箱根町独自の文化を育みます。

誰もが景観を楽しめる環境をつくり、観光立町に相応しい街なみ景観の創出に努めます。

景観まちづくりの将来像と基本方針

『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』

< 良好な景観の形成に関する基本方針 >

- 1 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成
- 2 地域独自の街なみ景観等の保全と形成
- 3 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備
- 4 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備
- 5 町民とともに進める景観づくり



届出の対象になる行為の規模の基準

1 届出対象区域

届出対象区域	国立公園の区域以外の区域並びに国立公園の区域内の第 2 種特別地域（D 区域に限る。）及び普通地域
--------	---

2 届出対象行為と規模等の基準（対象区域内）

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	高さ 13m（最高最低）又は延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物の新築
	増築等に係る部分の高さが 13m 又は延べ面積が 1,000 m ² を超えるもの
	高さ 13m 又は延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるもの
工作物	<p>次に掲げる工作物の新設・増築等（新設以外にあっては、当該行為に係る部分を対象とする。）、修繕等（当該修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるものを対象とする。）</p> <p>門、塀、柵、垣（生垣を除く。）その他これらに類するもので、高さが 3m を超えかつ長さが 30m を超えるもの</p> <p>擁壁その他これらに類するもので、高さが 3m を超えるもの</p> <p>鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが 15m を超えるもの</p> <p>街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが 5m を超えるもの</p> <p>橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ 20m を超えるもの</p> <p>その他工作物で、高さが 15m を超えるもの又は築造面積が 1,000 m²を超えるもの</p>

良好な景観の形成のための行為の制限

1 良好な景観の形成のための行為の制限（基本的事項）

項目	基準
基本的事項	<p>山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観との調和を図る。</p> <p>歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和を図る。</p> <p>眺める対象と眺める場所（視点場）との関係に留意し、良好な眺望の確保及び創出を図る。</p> <p>自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）を遵守し、地域の自然環境に応じた保護及び利用を図る。</p>

2 良好な景観の形成のための行為の制限（建築物）

項目	基準
配置	<p>道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう建築物の配置に配慮する。</p> <p>敷地に接する主となる道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、後退距離を設けることとし、その距離を 5m 以上とする。（敷地面積が 1,000 m²未満は除く。）</p> <p>街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。</p>
屋根	<p>街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。</p> <p>色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺きの場合は、素材色とする。</p> <p>山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。</p> <p>表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとする。</p>
外壁	<p>街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。</p> <p>色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とする。</p> <p>ガラス面等の反射する素材を多用しない。</p>
高さ	<p>次のいずれかに該当する区域においては、建築物の高さを 15m 以下とする。</p> <p>ただし、自然公園法において、建築物の高さを 15m 以下としている区域及び下記の基準を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画用途地域が第一種住居地域の区域 ・ 都市計画用途地域が近隣商業地域で容積率が 200% 以下の区域 ・ 自然公園法第 2 種特別地域 D 区域の区域 <p>国立公園内の普通地域内で、次の地区においては、自然公園法の基準にかかわらず建築物の高さを次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強羅地区・・・15m 以下とする。 ・ 大平台地区・・・13m 以下とする。 <p>* 建築物の高さは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定するものをいう。</p>
緑地	<p>緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20% 以上、商業系の場合は、10% 以上とする。</p> <p>道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。</p> <p>自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進める。</p>
その他	<p>駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、建物景観に配慮する。</p> <p>自動販売機、ごみ置場等は、街なみと調和するよう色彩、位置に配慮する。</p> <p>屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備機器等は、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに目立たないよう工夫する。</p> <p>建築物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。</p>

3 良好な景観の形成のための行為の制限（工作物）

項目	基準
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう工作物の配置に配慮する。 周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。
形態・素材・色彩	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。 建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮する。 擁壁等は、可能な限り自然石積、丸太積、擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法とする。 門柱、標識、照明燈は、周辺の雰囲気乱さないよう、落ち着いた形態、素材、色彩とする。 外柵は、原則として生垣、築地（ツジ）等とし、ネットフェンス等による場合は、可能な限り植栽を行う。
緑地	道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。 自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めるものとする。
その他	工作物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。

手 続 の 流 れ

開発事業指導要綱の手続き		景観法・条例の手続き		その他手続
開発事業事前相談書(提出)		事前相談書		関連法事前相談
要綱5-1		様式あり (届出の要・不要を確認)		
開発事業事前相談書(回答)		景観チェックシート(自己診断)		
要綱5-3 (景観の届出等について説明)		様式あり (届出が必要な場合)		
開発事業事前協議書(提出)	同時	景観計画区域内行為事前協議書		自然公園法手続
要綱5-1		様式あり (おおむね届出予定の30日前)		
		協議事項確認通知(町)、回答(事) 協議終了通知(町)		
協議書の締結・遵守事項確認書		景観計画区域内行為届出書		
要綱35		着手30日前、法16-1-1・2		
		必要に応じ 勧告・変更命令 (法16-3、17-1・5)		
		行為制限の適合通知		都市計画法32条協議
		法18-2(着手制限期間短縮)		
				都市計画法許可申請手続 建築確認申請手続
工事着手届		対象行為着手届出書		
要綱19-1		景観条例施行規則13		
工事完了届		対象行為完了届出書		
要綱19-2		景観条例施行規則14-1		
工事完了検査適合通知書		対象行為完了検査適合通知書		
要綱19-4		景観条例施行規則14-2		

景観計画区域内行為事前相談書

平成 年 月 日

箱根町長 様

住所・所在地
相談者 氏名・事業所名
電 話 番 号

景観計画区域内の行為について、次のとおり相談します。

行 為 の 場 所	箱根町				
事 業 者	住 所 ・ 所 在 地				
	氏 名 ・ 事 業 所 名				
	電 話 番 号				
用 途 地 域 等					
行 為 の 種 類	建 築 物 工 作 物	新 築 新 築	増 築・改 築 増 築・改 築	外 観 の 変 更 () 外 観 の 変 更 ()	
建 築 物 の 概 要	用 途				
	高 さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階 数	地 上	階	地 下 階	
	構 造		敷 地 面 積	m ²	
		今 回 行 為 対 象 部 分	対 象 以 外 の 部 分	合 計	
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	
	見 付 面 積	屋 根	m ² (%)	m ²	m ²
		外 壁	m ² (%)	m ²	m ²
	壁 面	色 彩 () 素 材 ()			
屋 根	色 彩 () 素 材 ()				
工 作 物 の 概 要	種 類		高 さ		
	長 さ				
	構 造	造			
	建 造 面 積	届 出 部 分 m ²	以 外 の 部 分 m ²	合 計 m ²	
		届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計	
	見 付 面 積	m ² (%)	m ²	m ²	
色 彩		素 材			
添 付 図 書	案内図 相談概要が分かる資料 写真 その他 ()				

景観チェックシート

1 全般

項目	基 準	遵守・配慮した内容
基本的事項	山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観との調和を図る。	
	歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和を図る。	
	眺める対象と眺める場所(視点場)との関係に留意し、良好な眺望の確保及び創出を図る。	
	自然公園法(昭和32年法律第161号)を遵守し、地域の自然環境に応じた保護及び利用を図る。	

2 建築物

項目	基 準	遵守・配慮した内容
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう建築物の配置に配慮する。	
	敷地に接する主となる道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、後退距離を設けることとし、その距離を5m以上とする。(敷地面積が1,000㎡未満は除く。)	
	街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。	
屋根	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。	
	色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺の場合は、素材色とする。	
	山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。	
	表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものととする。	
外壁	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。	
	色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とする。	
	ガラス面等の反射する素材を多用しない。	
緑 地	緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20%以上、商業系の場合は、10%以上とする。	
	道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。	
	自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進める。	
その他	駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、建物景観に配慮する。	
	自動販売機、ごみ置場等は、街なみと調和するよう色彩、位置に配慮する。	
	屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備機器等は、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに目立たないように工夫する。	
	建築物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。	

3 工作物

項目	基準	遵守・配慮した内容
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう工作物の配置に配慮する。	
	周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。	
形態・素材・色彩	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。	
	建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮する。	
	擁壁等は、可能な限り自然石積、丸太積、擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法とする。	
	門柱、標識、照明灯は、周辺の雰囲気乱さないよう、落ち着いた形態、素材、色彩とする。	
	外柵は、原則として生垣、築地(ツイジ)等とし、ネットフェンス等による場合は、可能な限り植栽を行う。	
緑地	道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。	
	自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めるものとする。	
その他	工作物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。	

4 その他事項（景観重点地区に係る方策案から）

項目	対象	遵守・配慮した内容
その他	屋外広告物に関する事。	
	ユニバーサルデザインに関する事。	
	その他	

様式 4

景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

箱根町長 様

住 所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

届 出 者 氏 名 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 (連絡先、事務所、自宅、その他)

関係図書を添えて次のとおり協議します。

代理者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
設計者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
施工者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
行為の場所	箱根町	
都市計画用途等	[都市計画用途]	地域 用途地域外
	[特別用途地区]	地区 指定なし
	[防火地域等]	地域 指定なし 22条区域
	[自然公園法]	第 種特別地域 区域 普通地域 区域外
行為の期間	<u>着手予定</u> 年 月 日	<u>完了予定</u> 年 月 日
行為の種類	建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)

建築物の概要	用途				
	高さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階数	地上	階	地下 階	
	構造	造 一部 造			
	敷地面積	m ²			
	壁面後退	距離： m (敷地面積が 1,000 m ² 以上の場合)			
	緑地率	%			
	屋根形状・勾配	形状：		勾配： %	
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	見付面積	屋根	m ² (%)	m ²	m ²
		外壁	m ² (%)	m ²	m ²
	仕上材	屋根	色 彩	屋根	
外壁		外壁			
工作物の概要	種類				
	高さ	m (地上からの高さ)			
	長さ	m (門、塀、柵、垣等の場合)			
	構造	造 一部 造			
	建造面積	届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²	合計 m ²	
	敷地面積	m ²			
	仕上材		色 彩		
			届出部分	届出以外の部分	合計
	見付面積	m ² (%)	m ²	m ²	
添付図書	敷地位置図 (2,500分の1以上) 敷地内の建築物・工作物位置図 (100分の1以上) 平面図・立面図 (50分の1以上) 現況写真 (周辺含む) 緑地計算書 (100分の1以上) その他 ()				

- 注 1 都市計画用途等及び行為の種類欄は、該当する をチェックしてください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
- 3 色彩欄には、色調及びマンセル値を記入してください。

第7号様式（第3条、第44条関係）

<p style="margin: 0;">景観計画区域内行為届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">箱根町長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p style="margin: 0;">景観法第16条第1項の規定により関係図書を添えて次のとおり届け出ます。</p>		
代理者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
設計者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
施工者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
行為の場所	箱根町	
都市計画用途等	[都市計画用途]	地域 用途地域外
	[特別用途地区]	地区 指定なし
	[防火地域等]	地域 指定なし 22条区域
	[自然公園法]	第 種特別地域 区域 普通地域 区域外
行為の期間	[着手予定] 年 月 日	[完了予定] 年 月 日
行為の種類	建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
	工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
<p style="margin: 0;">この届出書の内容の写し（一覧表等を含む。）を町庁舎及びホームページで公表することに ついて 同意します。 同意しません。</p>		

建築物の概要	用途				
	高さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階数	地上	階	地下 階	
	構造	造 一部 造			
	敷地面積	m ²			
	壁面後退	距離： m (敷地面積が 1,000 m ² 以上の場合)			
	緑地率	%			
	屋根形状・勾配	形状：		勾配： %	
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	見付面積	屋根	m ² (%)	m ²	m ²
		外壁	m ² (%)	m ²	m ²
	仕上材	屋根	色 彩	屋根	
外壁		外壁			
工作物の概要	種類				
	高さ	m (地上からの高さ)			
	長さ	m (門、塀、柵、垣等の場合)			
	構造	造 一部 造			
	建造面積	届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²	合計 m ²	
	敷地面積	m ²			
	仕上材		色 彩		
			届出部分	届出以外の部分	合計
	見付面積	m ² (%)	m ²	m ²	
添付図書	敷地位置図 (2,500分の1以上) 敷地内の建築物・工作物位置図 (100分の1以上) 平面図・立面図 (50分の1以上) 現況写真 (周辺含む) 緑地計算書 (100分の1以上) その他 ()				

- 注 1 都市計画用途等及び行為の種類欄は、該当する をチェックしてください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
- 3 色彩欄には、色調及びマンセル値を記入してください。

第 8 号様式（第 4 条、第 44 条関係）

<p>景観計画区域内行為変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>箱根町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p>景観法第 16 条第 2 項の規定により関係図書を添えて次のとおり届け出ます。</p>					
当初届出年月日	年 月 日				
行 為 の 場 所	箱根町				
変 更 事 項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前					
変 更 後					
変 更 理 由					
添 付 図 書	<p>変更に係る図書を添付してください。</p>				

第 11 号様式（第 8 条、第 44 条関係）

景観計画区域内行為（変更）通知書		
箱根町長 様	年 月 日	
住 所		
通知者 氏 名		
電話番号 ()		
景観法第 16 条第 5 項の規定により関係図書を添えて次のとおり通知します。		
代理者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電 話 番 号	
設計者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電 話 番 号	
施工者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電 話 番 号	
行為の場所	箱根町	
都市計画用途等	[都市計画用途]	地域 用途地域外
	[特別用途地区]	地区 指定なし
	[防火地域等]	地域 指定なし 22 条区域
	[自然公園法]	第 種特別地域 区域 普通地域 区域外
行為の期間	<input type="text" value="着手予定"/> 年 月 日 <input type="text" value="完了予定"/> 年 月 日	
行為の種類	建 築 物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
	工 作 物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
この通知書の内容の写し（一覧表等を含む。）を町庁舎及びホームページで公表することに ついて 同意します。 同意しません。		

建築物の概要	用途				
	高さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階数	地上	階	地下 階	
	構造	造 一部 造			
	敷地面積	m ²			
	壁面後退	距離： m (敷地面積が 1,000 m ² 以上の場合)			
	緑地率	%			
	屋根形状・勾配	形状：		勾配： %	
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	見付面積	屋根	m ² (%)	m ²	m ²
		外壁	m ² (%)	m ²	m ²
	仕上材	屋根	色 彩	屋根	
外壁		外壁			
工作物の概要	種類				
	高さ	m (地上からの高さ)			
	長さ	m (門、塀、柵、垣等の場合)			
	構造	造 一部 造			
	建造面積	届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²	合計 m ²	
	敷地面積	m ²			
	仕上材		色 彩		
			届出部分	届出以外の部分	合計
見付面積	m ² (%)	m ²	m ²		
添付図書	敷地位置図 (2,500分の1以上) 敷地内の建築物・工作物位置図 (100分の1以上) 平面図・立面図 (50分の1以上) 現況写真 (周辺含む) 緑地計算書 (100分の1以上) その他 ()				

- 注 1 行為の場所及び行為の種類は、該当する をチェックしてください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
- 3 色彩欄には、色調及びマンセル値を記入してください。

第 16 号様式（第 13 条、第 44 条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">対象行為着手届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">箱根町長 様</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">届出行為に着手したいので、箱根町景観条例施行規則第 13 条の規定により次のとおり届け 出ます。</p>	
届 出 年 月 日	年 月 日
行 為 の 場 所	箱根町
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
施 工 者	住所・所在地
	氏名・事業所名
	電 話 番 号
備 考	

第 17 号様式（第 14 条、第 44 条関係）

<p>対象行為完了（中止）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>箱根町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p>届出行為を（完了・中止）したので、箱根町景観条例施行規則第 14 条の規定により次のとおり届け出ます。</p>		
届 出 年 月 日	年 月 日	
行 為 の 場 所	箱根町	
着 手 年 月 日	年 月 日	
完 了 ・ 中 止 年 月 日	年 月 日	
施 工 者	住 所 ・ 所 在 地	
	氏 名 ・ 事 業 所 名	
	電 話 番 号	
備 考		